

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型機船底びき網漁業（手続第2種漁業）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(略)		(略)
					(略)		(略)
					(略)		(略)
	えびこぎ網漁業	12（許可または起業の認可を受けている船舶の数：15隻）	5トン未満の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	大飯郡鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端とを結ぶ線、同線の中央点と小浜市蒼島北端を結ぶ線および同北端と小浜市青井鼻突端を結ぶ線の各線と小浜市の陸岸によって囲まれた小浜湾の海域 ただし、養殖用施設の周囲100メートル以内の海域を除く。	6月1日から11月30日まで	おおい町および小浜市のうち、小浜地域、西津地域および内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭、泊の地区に限る） および高浜町和田地域に住所を置く者